

# 仕様書

## 1. 契約件名

調査用自動車(コンパクトカー・ライトバン)の賃貸借及び保守

## 2. 借入物品(借入車両)の車種及び数量

- ①乗用自動車(コンパクトカータイプ) 4台
- ②貨物自動車(ライトバン) 3台

## 3. 借入期間及び予定走行距離

### (1)借入期間(賃貸借期間)

令和8年10月1日から令和13年3月31日まで(54ヶ月間)

### (2)予定走行距離

1,500km/月(概ねであり、これを超過する場合の補償等を行わない。)

## 4. 借入場所(賃貸借場所)

別紙1「借入場所一覧」のとおり

## 5. 納入期限

受注者は、上記2の車種(以下「借入車両」という。)を令和8年10月1日の前日までに上記4の借入場所へ納入し、発注者が実施する納入検査の合格後に引き渡すものとする。なお、納入に係る保管場所証明等の手続きについては受注者で行うこと。また、納入にあたっての具体的な手順等については別途打ち合わせを行い決定する。

## 6. 借入車両の仕様及び装備品等

別紙2(その1、その2)「型式・仕様及び装備等」のとおり

## 7. 国が借り入れる自動車の基準

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「自動車」の【判断の基準】を満たす自動車とする。

## 8. 賃貸借(リース)及び保守業務(メンテナンスサービス)内容

本業務には、メンテナンスサービスを含み、原則として受注者の整備工場(受注者が委託した第三者の整備工場を含む。)において実施することとし、受注者が引取り、納車を行うこと。ただし、緊急の場合その他やむを得ず他で整備又は修理をする場合、発注者は事前に受注者の了解を得てこれを行うことができるものとする。また、サービスカー等による借入場所での作業も可とする。

また、以下の諸費用を含むものとする。

- (1)自動車本体(付属品等含む)

- (2) 登録諸費用
- (3) 自動車諸税
- (4) 自動車賠償責任保険
- (5) 法定点検整備、継続検査点検整備
- (6) 点検整備費及び整備のために必要な消耗部品等の補充及び交換(※1)
- (7) 一般修理費(タイヤパンク修理含む。事故による修理及びハイブリッド機構の故障修理は含まない。)
- (8) タイヤ脱着交換(純正装着ラジアルタイヤ及びスタッドレスタイヤともに、冬春シーズン毎とし、バランス調整を含む。)
- (9) 油脂液類等の補充又は交換(※2)
- (10) バッテリー交換(ハイブリッドシステム用は除く。メーカー推奨基準による。)
- (11) リコール又はメーカー保障の範囲内の整備が発生した場合は、メーカーによる案内に従い適正に対応すること。
- (12) 代車費用(点検、修理時における代車は同等クラスの車種とする。)
- (13) 引取り(納入)及び納車(返還)にかかる費用

#### ※1 消耗部品等

ファンベルト、クーラーベルト、パワーステアリングベルト、エンジンオイルフィルター、エアクリナーフィルター、フロントブレーキ・ライニング・パッド、リアブレーキ・ライニング・パッド、ワイパーブレード、ヘッドランプ、スモールランプ、ウインカーランプ、ブレーキランプ、テールランプ、ライセンスランプ、ハイマウントストップランプ、ルームランプ、トランクリンプ、ドレンガスケッチ、ショートパーツ、発炎筒、スパークプラグ、前記に類する消耗部品。なお、交換する部品等については、車両を製造した自動車メーカーの指定する規格の製品を使用すること。

#### ※2 油脂液類等

エンジンオイル、トランスミッションオイル、オートマチック・トランスミッションオイル、デファレンシャルオイル、トランスファオイル、ロングライフ・クーラント、ブレーキフルード、バッテリー液、ウインド・ウォッシュ液、前記に類する消耗油脂液類。なお、油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。

### 9. 賃貸借及び保守業務の対象外事項

- (1) 当局の管理下の事故による修理等。
- (2) 発注者の故意若しくは重大な過失に起因する修理等。
- (3) 発注者が受注者の承認なしに他で独自に行った修理。
- (4) その他、前記8の業務等には含まれないが、追加することが必要と思われる整備が生じた場合は、整備に着手する前に発注者に申し出ること。

### 10. 点検整備等の実施手順

点検整備等を行う際は、下記の手順によること。

- (1) 点検整備等を行う際は、緊急時を除き、作業 1 ヶ月前までに別紙1に示す借入場所の管理担当

(以下、「管理担当」という。)に点検整備の時期を通知すること。作業日及び作業期間については、管理担当の要望を踏まえ、調整を図ること。

- (2)故障、不具合が発生した場合には、管理担当から点検整備等の依頼を行う。作業日及び作業期間については、管理担当の要望を踏まえ、調整を図ること。
- (3)車両の引渡し(引取り)及び納車は、車両の借入場所とする。
- (4)点検整備等が完了したときには、納車時に実施した作業内容を記載した整備明細書(任意様式)を提出すること。ただし、定期点検整備記録簿を提出するときには、提出を省略して差し支えない。
- (5)継続検査が完了したときには、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を遅滞なく提出すること。
- (6)継続検査において必要となる、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税印紙代については、受注者が負担するものとする。

## 11. 整備工場

点検整備等を行う整備工場は、下記の条件によること。

- (1)整備工場は、緊急時の対応も踏まえ、別紙1の借入場所所在地から概ね半径 20km 以内に所在すること。これにより難しい場合は、別途理由書(任意様式)を提出して予め承認を得ること。
- (2)整備工場は、道路運送車両法に基づく自動車分解整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けた事業場であること。
- (3)点検整備等の作業にあたっては、各種法令等を遵守するとともに、誠実に実施しなければならない。
- (4)別に定める監督職員が行う点検整備等の完了確認において整備不良等を発見した場合には、速やかに再補修を行うこと。なお、再補修に係る費用は受注者の負担とする。

## 12. 賃貸借状況等報告

賃貸借契約書第6条第2項に基づき、毎月分の賃貸借等を完了したときは、別紙 3「賃貸借状況等報告」を速やかに提出しなければならない。ただし、契約期間中の各年 3 月分については、同月 31 日までに提出すること。

## 13. 請求方法

請求は、次に掲げる区分により行うこと。

- (1)借入車両の賃貸借料等については、各月分を適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。支払は、前記 12 の賃貸借状況等報告を提出し、検査職員の検査に合格することを条件とする。なお、各年 3 月分については、発注者の出納整理期間中(各年 4 月 30 日まで)に支払いを完了する必要があることから、請求書は遅くとも同年 4 月 10 日までに提出しなければならない。
- (2)上記9の(4)に基づいて実施した追加整備等については、本業務の対象外であるため別途請求すること。

## 14. その他

- (1)点検整備等のため、借入車両の引取りを行ってから納車するまでの間、受注者は善良なる管理者の注意をもって保管を行うこと。もし、滅失又は毀損した場合には、損害賠償の責を負わなければ

ならない。また、引取りを行ってから納車するまでの間、借入車両により第三者に損害を与えた場合には、受注者はそのすべての責を負わなければならない。

(2) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者の協議により決定する。

## 15. クロスコンプライアンスについて

### (1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

#### ① エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) 等

#### ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)

・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第 112 号)

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第 60 号)

#### ③ 環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)

・環境影響評価法(平成9年法律第 81 号)

・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号)

### (2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、契約後1度目の報告書等提出時に別紙チェックシートを用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別紙1 借入場所一覧

	借入場所	所在地	電話番号及び 管理担当	車種	台数
1	中国四国農政局 鳥取県拠点	〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第1地方合同庁舎	0857-22-3131 地方参事官室	乗用車(コンパクトカータイプ)	1台
2	中国四国農政局 島根県拠点	〒690-0001 島根県松江市東朝日町192	0852-24-7311 地方参事官室	乗用車(コンパクトカータイプ)	1台
3	中国四国農政局 山口県拠点	〒753-0088 山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎	083-922-5200 地方参事官室	貨物自動車(ライトバン)	1台
4	中国四国農政局 徳島県拠点	〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町2-32	088-622-6131 地方参事官室	貨物自動車(ライトバン)	1台
5	中国四国農政局 香川県拠点	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087-883-6500 地方参事官室	乗用車(コンパクトカータイプ)	1台
6	中国四国農政局 愛媛県拠点	〒790-8519 愛媛県松山市宮田町188 松山地方合同庁舎	089-932-1177 地方参事官室	乗用車(コンパクトカータイプ)	1台
7	中国四国農政局 高知県拠点	〒780-0870 高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088-875-7236 地方参事官室	貨物自動車(ライトバン)	1台
	合計				7台

## 型式・仕様及び装備等

	項 目	型 式 ・ 仕 様 ・ 装 備 ・ 機 能 等
1	品名・数量	乗用自動車(コンパクトカータイプ_ハイブリッド車) 4台
2	型式・種別等	二輪駆動、オートマチック車、新車、右ハンドル ※オートマ限定免許で運転可であること 全長4,080mm以下 全幅1,695mm以下 全高1,520mm以下
3	総排気量	1,100cc~1,500cc
4	乗車定員	5 名
5	使用燃料	無鉛レギュラーガソリン(ハイブリッドシステム)
6	車体色	ホワイト系(ない場合はシルバー系)
7	装備	<p>① SRSエアバックシステム(運転席・助手席)</p> <p>② ABS(アンチロックブレーキシステム)</p> <p>③ 衝突回避(軽減)支援ブレーキ装置又は同等の機能</p> <p>④ 前進時後進時誤発進抑制機能(踏み間違い衝突防止機能)又は同等の機能</p> <p>⑤ LEDヘッドランプ</p> <p>⑥ パワーステアリング、パワーウインドウ(前後)</p> <p>⑦ 集中ドアロック</p> <p>⑧ オートエアコン</p> <p>⑨ フロアマット(前席、後席)</p> <p>⑩ ドアバイザー(プラスチックバイザー)</p> <p>⑪ 電動格納式ドアミラー</p> <p>⑫ カーナビゲーションシステム ・ビルトイン型(純正品、画面サイズ7型以上、地番検索が可能、バックモニター付き) ・セットアップ等費用含む ※テレビ放送は受信出来ないようにすること ※純正品がない又は純正品で対応できない場合は、同等品を提案し発注者の了解を得ること ※バックモニターには後方走行時に目安線等が表示されること</p> <p>⑬ ETC車載器 ・ビルトイン型 ・使用可能な状態にセットアップすること ・セットアップ等費用含む ※ビルトイン型がない場合は、取付場所を発注者と協議すること</p> <p>⑭ ドライブレコーダー ・前後2カメラ(純正品、カメラは前方 + 後方で車室内不可) ・セットアップ等費用含む ※純正品がない又は純正品で対応できない場合は、同等品を提案し発注者の了解を得ること</p> <p>⑮ スペアタイヤ1本(交換用具含む)又はパンク修理キット</p> <p>⑯ 三角表示板(三角停止版)</p> <p>⑰ スタッドレスタイヤ・ホイールセット一式 ※保管は仕様書別紙1の各借入場所とする</p>

注) 上記の装備と同等品以上のものを標準又はオプション装備で装着するものとする。

また、カタログに記載のない仕様としたり、標準で装備されているものを取外し又は変更を加えないこと。

## 型式・仕様及び装備等

	項 目	型 式 ・ 仕 様 ・ 装 備 ・ 機 能 等
1	品名・数量	貨物自動車(ライトバン_ハイブリッド車) 3台
2	型式・種別等	二輪駆動、オートマチック車、新車、右ハンドル ※オートマ限定免許で運転可であること 全長4,245mm以下 全幅1,690mm以下 全高1,525mm以下 ・荷室2名乗車時: 室内長1,810mm以上、室内幅1,420mm以上、室内高935mm以上 ・最大積載量2名乗車時: 350kg
3	総排気量	1,400cc~1,500cc
4	乗車定員	5 名
5	使用燃料	無鉛レギュラーガソリン(ハイブリッドシステム)
6	車体色	ホワイト系(ない場合はシルバー系)
7	装備	① SRSエアバックシステム(運転席・助手席) ② ABS(アンチロックブレーキシステム) ③ 衝突回避(軽減)支援ブレーキ装置又は同等の機能 ④ 前進時後進時誤発進抑制機能(踏み間違い衝突防止機能)又は同等の機能 ⑤ パワーステアリング、パワーウインドウ(前後) ⑥ 集中ドアロック ⑦ オートエアコン ⑧ フロアマット(前席、後席) ⑨ ドアバイザー(プラスチックバイザー) ⑩ 電動格納式ドアミラー カーナビゲーションシステム ・ビルトイン型(純正品、画面サイズ7型以上、地番検索が可能、バックモニター付き) ⑪ ・セットアップ等費用含む ※テレビ放送は受信出来ないようにすること ※純正品がない又は純正品で対応できない場合は、同等品を提案し発注者の了解を得ること ※バックモニターには後方走行時に目安線等が表示されること ETC車載器 ・ビルトイン型 ⑫ ・使用可能な状態にセットアップすること ・セットアップ等費用含む ※ビルトイン型がない場合は、取付場所を発注者と協議すること ドライブレコーダー ・前後2カメラ(純正品、カメラは前方+後方で車室内不可) ⑬ ・セットアップ等費用含む ※純正品がない又は純正品で対応できない場合は、同等品を提案し発注者の了解を得ること ⑭ スペアタイヤ1本(交換用具含む)又はパンク修理キット ⑮ 三角表示板(三角停止版) ⑯ スタッドレスタイヤ・ホイールセット一式 ※保管は仕様書別紙1の各借入場所とする

注) 上記の装備と同等品以上のものを標準又はオプション装備で装着するものとする。

また、カタログに記載のない仕様としたり、標準で装備されているものを敢えて取り外し又は変更を加えないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国農政局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

### 賃貸借状況等報告（令和 年 月分）

下記のとおり、当月分について賃貸が完了したので報告します。また、賃貸車両については、常時正常な状態で稼働し、業務遂行上の支障がなくメンテナンスサービスが完了したことを併せて報告します。

#### 記

1. 業 務 名

調査用自動車（コンパクトカー・ライトバン）の賃貸借及び保守

2. 賃貸借期間

令和 年 月 日 ～ 月 日

3. 賃貸借台数

7台

4. 報告事項等

【別紙チェックシート】

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書  
 (調査用自動車 (コンパクトカー・ライトバン) の賃貸借及び保守)

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する (もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して (農薬の使用基準等を遵守して) 作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ( )		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず (全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由 ( )

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）